

議案第76号

総社市放課後児童クラブ施設条例の一部改正について

総社市放課後児童クラブ施設条例（平成17年総社市条例第129号）の一部を次のとおり改正する。

令和5年12月21日提出

総社市長 片岡 聡 一

提案理由

池田小学校区に新たに放課後児童クラブ施設を設置するため、関係条文の整備を行おうとするものである。



総社市条例第 号

総社市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例

総社市放課後児童クラブ施設条例（平成17年総社市条例第129号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前																					
<p>(名称、位置及び定員) 第2条 児童クラブ施設の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="192 796 678 836">名称</th><th data-bbox="678 796 981 836">位置</th><th data-bbox="981 796 1111 836">定員</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3" data-bbox="192 836 1111 876">略</td></tr><tr><td data-bbox="192 876 678 916">新本小学校区放課後児童クラブ施設</td><td data-bbox="678 876 981 916">総社市新本 7288 番地</td><td data-bbox="981 876 1111 916">20 人</td></tr><tr><td data-bbox="192 916 678 956">池田小学校区放課後児童クラブ施設</td><td data-bbox="678 916 981 956">総社市見延 699 番地</td><td data-bbox="981 916 1111 956">30 人</td></tr></tbody></table>	名称	位置	定員	略			新本小学校区放課後児童クラブ施設	総社市新本 7288 番地	20 人	池田小学校区放課後児童クラブ施設	総社市見延 699 番地	30 人	<p>(名称、位置及び定員) 第2条 児童クラブ施設の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1162 796 1648 836">名称</th><th data-bbox="1648 796 1951 836">位置</th><th data-bbox="1951 796 2080 836">定員</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3" data-bbox="1162 836 2080 876">略</td></tr><tr><td data-bbox="1162 876 1648 916">新本小学校区放課後児童クラブ施設</td><td data-bbox="1648 876 1951 916">総社市新本 7288 番地</td><td data-bbox="1951 876 2080 916">20 人</td></tr></tbody></table>	名称	位置	定員	略			新本小学校区放課後児童クラブ施設	総社市新本 7288 番地	20 人
名称	位置	定員																				
略																						
新本小学校区放課後児童クラブ施設	総社市新本 7288 番地	20 人																				
池田小学校区放課後児童クラブ施設	総社市見延 699 番地	30 人																				
名称	位置	定員																				
略																						
新本小学校区放課後児童クラブ施設	総社市新本 7288 番地	20 人																				

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。